

令和8年7月
第
232
号



沖縄市

国保だより

KOKUHO-DAYORI

今月の被保険者数

(令和8年5月末現在)

被保険者数 **35,605**

国保世帯数 **22,310**

「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」の発送について

令和8年7月中旬ごろから「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が順次郵送されます。
新しく届いた「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」は8月以降にご利用ください。

【70歳未満の方】

マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書をお送りします。
マイナ保険証をお持ちの方で、すでに資格情報のお知らせを交付したことがある方には郵送物はありません。

【70歳から74歳の方】

マイナ保険証をお持ちでない方には、令和8年8月からの負担割合が記載された資格確認書をお送りします。
マイナ保険証をお持ちの方には、令和8年8月からの負担割合が記載された資格情報のお知らせをお送りします。

お問い合わせ：国民健康保険課 資格・賦課係 TEL939-1212 (内線 2116・2106)

保険料を滞納 している方へ

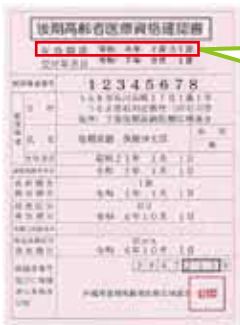
納付相談等なく、保険料を滞納している場合は、医療機関窓口で医療費を全額負担していただく、特別療養費の支給対象者となる場合がございます。

対象者につきましては、「資格情報のお知らせ（特別療養費）」、「資格確認書（特別療養費）」を順次郵送しておりますので、国民健康保険課にて滞納保険料の相談を行ってください。

お問い合わせ：国民健康保険課 徴収対策係 TEL939-1212 (内線 2119・2127)

後期高齢者医療制度

◎令和8年8月1日時点で 85歳以上の方全員及び84歳以下のマイナ保険証をお持ちでない方



令和8年8月から資格確認書が切り替わります。
有効期限が令和9年7月31日となります。

7月中に「資格確認書」を郵送します。

8月からは、医療機関の窓口で今回届いた「資格確認書」、又は「マイナ保険証」を提示してください。

資格確認書が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

◎令和8年8月1日時点で84歳以下のマイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証での受診をお願いします。

「マイナ保険証」とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。

7月中に被保険者資格(被保険者番号、保険者名、氏名、負担割合等)が記載された「資格情報のお知らせ」を郵送します。

「資格情報のお知らせ」のみでは、病院等の受診はできませんのでご注意ください。

マイナ保険証での受診が難しくなった方やマイナ保険証の利用登録解除を希望される方は市役所窓口で申請してください。

お問い合わせ：国民健康保険課 後期高齢医療係 TEL939-1212 (内線 2101・2118)

令和8年度 国民健康保険料率決定！

被保険者数は年々減少傾向にある一方で・・・

一人あたりの保険給付等は年々増加傾向にあり、国民健康保険料の見直しが必要な状況となっています。物価高騰で家計が厳しい折、急激な保険料の値上げによる負担をやわらげるため、国保の財政調整積立基金から資金を投入し、保険料高騰の抑制を図りました。

基金投入なしの場合

| 区分 | 所得割 (%) | 均等割 | 平等割 | 18歳以上均等割 |
|-------|---------|---------|---------|----------|
| 医療分 | 8.15% | 24,107円 | 22,365円 | — |
| 対前年度比 | 1.28% | 3,082円 | 3,014円 | — |
| 支援分 | 3.11% | 9,306円 | 8,634円 | — |
| 対前年度比 | 0.28% | 608円 | 629円 | — |
| 介護分 | 2.70% | 10,140円 | 5,974円 | — |
| 対前年度比 | 0.33% | 1,007円 | -22円 | — |
| 子ども分 | 0.31% | 1,090円 | 836円 | 141円 |
| 対前年度比 | 0.31% | 1,090円 | 836円 | 141円 |
| 合計 | 14.27% | 44,643円 | 37,809円 | 141円 |
| 対前年度比 | 2.20% | 5,787円 | 4,457円 | 141円 |



基金投入後の料率 (決定)

| 区分 | 所得割 (%) | 均等割 | 平等割 | 18歳以上均等割 |
|-------|---------|---------|---------|----------|
| 医療分 | 7.55% | 22,322円 | 20,708円 | — |
| 対前年度比 | 0.68% | 1,297円 | 1,357円 | — |
| 支援分 | 2.88% | 8,617円 | 7,994円 | — |
| 対前年度比 | 0.05% | -81円 | -11円 | — |
| 介護分 | 2.50% | 9,389円 | 5,532円 | — |
| 対前年度比 | 0.13% | 256円 | -464円 | — |
| 子ども分 | 0.29% | 1,011円 | 776円 | 126円 |
| 対前年度比 | 0.29% | 1,011円 | 776円 | 126円 |
| 合計 | 13.22% | 41,339円 | 35,010円 | 126円 |
| 対前年度比 | 1.15% | 2,483円 | 1,658円 | 126円 |

※令和8年度より子ども・子育て支援制度に充てられる子ども分が新設されております。

保険料率を下げるためには？

その為には医療費の抑制が大事

疾病の重症化で医療費は増加します

定期的な健診受診で疾病の早期発見、早期治療がと〜っても大事！

次のページをチェック！

納付通知書の発送について！

国民健康保険料の最初の納期限は7月末日（土日に重なった場合は翌営業日）となっておりますが、納付通知書の到達は毎年7月20日頃となります。納付通知書が届いてから最初の納期限までの期間が短いため、保険料額を先にご確認になりたい場合はお問い合わせください。
※保険料額のお伝えは原則世帯主または同世帯の方に限ります。窓口の場合は本人確認書類、電話の場合は資格確認書等をご準備ください。

保険料の納付（年金天引き以外）は原則口座振替です

受付はこちら

口座振替の登録がお済でない方は早めに登録を！

WEB口座振替のお申込み（沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県農業協同組合、コザ信用金庫のみ）



早めに相談を！

お支払いが難しい場合は必ず納付期限前にご相談ください！病気等で就業が困難な方の所得減少に係る減免申請については、納期限の7日前までに申請が必要ですので、早めにご相談を！

滞納に伴う保険給付の制限

納付相談等なく、保険料を滞納している場合は、特別療養費の支給対象者に変更され、医療費が全額自己負担になります。全額自己負担した医療費は申請により保険者負担分の払い戻しを受けることとなりますが、給付の全部または一部が差し止めになり、滞納保険料に充当される場合があります。

所得申告をしましょう

申告をしないと不利益が生じる場合があります。

国民健康保険や後期高齢者医療制度では、世帯の所得が一定以下の場合に保険料の軽減措置がありますが、世帯に未申告の方がいると、所得の判定ができないため、保険料の軽減措置を受けることができません。

また、高額な医療費の負担額を世帯の所得に応じた一定の限度額内に軽減する措置を適用することができず、本来より自己負担額が高くなる場合があります。

令和8年6月5日（金）より市民税課にて申告受付を再開しています。所得申告がまだお済でない方はお急ぎください。

※18歳以上で市県民税（住民税）の被扶養者となっていない方は、前年中に収入がなくても「収入が0円である」という申告が必要になります。



所得申告の方法等

お問い合わせ：国民健康保険課 TEL939-1212 資格・賦課係（内線 2116・2108）後期高齢医療係（内線 2101・2118）
※所得申告の問い合わせ 市民税課（内線 3252～3255）



30歳以上の方へ 病院でお得に健康診断を受けよう！

沖縄市のけんしんの受診券を使うと・・・

基本健診は**無料**

がん検診（胃・肺・大腸）は**お得**に受けられます。

※受診券は、年齢や加入している健康保険によって異なります。



受診方法

- ステップ1** 受診したい病院を**選ぶ**
- ステップ2** 病院へ電話で**予約**する
- ステップ3** 当日、受診券を持って**受診**する



県内 300 以上の病院で基本健診が無料で受けられます。受診券が使える指定病院は、右記の QR コードでご確認ください。



受診券が使える↑
指定病院一覧

受診券を使って人間ドック・脳ドックがお得に受けられます！！

■ 人間ドック…基本健診にがん検診・追加項目をセットにした総合的な健康診断

基本健診
(補助あり)

+

がん検診
(補助あり)

+

| その他の検査 (自己負担) | わかること |
|------------------|------------------|
| 呼吸機能検査 | COPD、喘息、間質性肺炎など |
| 腹部エコー検査 | 肝臓、膵臓、腎臓などの腹部の疾患 |
| 視力・聴力 | 視力、難聴など |

※病院ごとに検査項目は変わります。

■ 脳ドック…基本健診に頭部MRIやMRA検査などをセットにした脳の専門健診

基本健診
(補助あり)

+

| その他の検査 (自己負担) | わかること |
|------------------|----------------------|
| 頭部MRI等 | 脳梗塞、脳出血、脳腫瘍、認知症の兆候など |



※がん検診は含まれておりません。

がん検診をご希望される方は、指定病院もしくは集団健診でがん検診のみ受診することもできます。

～1年に1度けんしんを受けて体のメンテナンスを行いましょ～

沖縄市 健診係ホームページ
その他のけんしん情報はコチラ→



沖縄市国民健康保険、後期高齢者医療制度の

～はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術利用券について～

沖縄市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者を対象に、「はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術利用券」の交付を行っています。

※利用券は、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者が交付対象となります。
(保険料の滞納がある場合、発行できないことがあります。)

※利用券には有効期限がありますので、ご注意ください。

※利用券は、下欄の施術所にて使用可能で、1枚につき1,000円の助成が受けられます。(利用券は1人1日1枚までです。)

※郵送による申請受付も行ってあります。ご希望の方はお問い合わせください。

<国民健康保険の方>

申請は国保の世帯主による手続きとなります。手続きに来庁される方の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)が必要です。別世帯の方が申請する場合は、委任状等が必要です。

利用券は予算の範囲内で交付します。6枚綴りの利用券を1冊交付し、全て使用後に再度申請があれば2冊目を交付します。また、全体の利用状況等により3冊目の交付を行う場合があります。

<後期高齢者医療制度の方>

上半期(4～9月)分は限度額に達したため、受付を終了いたしました。下半期(10月～3月)分の受付は、前期交付を申請していない1回目の方は10月1日(木)から、2回目申請の方は12月中旬ごろを予定しております。

申請する際には、本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)が必要です。代理人が手続きをされる場合は、本人および代理人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)が必要です。

お問い合わせ：国民健康保険課 TEL098-939-1212 給付係(内線2112) 後期高齢医療係(内線2101・2118)

沖縄市国民健康保険、後期高齢者医療制度の

「はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術利用券」が利用可能な施術所

| 施術所名 | 住所 | 電話番号 | 施術所名 | 住所 | 電話番号 |
|-----------------|--------------------------|---------------|-------------------------|----------------------------|---------------|
| 久場鍼灸院 | 中央2丁目16番18号 | 098-937-3137 | おきなわしあわせ鍼灸院 | 泡瀬1丁目25番1号 | 080-4175-4804 |
| 米須鍼灸院 | 松本1丁目4番12号 | 090-8622-8939 | コハマ鍼灸院 | 知花5丁目37番29号 | 098-989-4378 |
| 東京鍼灸院 | 仲宗根町15番19号 | 098-939-8551 | 久場針灸院ゲート前店 | 中央2丁目16番1号3階 | 098-987-8941 |
| ティービー針灸 | 中央3丁目7番2号 キャッスルマンション1F3号 | 090-7920-0617 | わかば鍼灸院 | 高原6丁目2番2号 ラフィナー泡瀬102 | 090-6869-5775 |
| 照はり灸・指圧マッサージ院 | 高原4丁目27番13号2階 | 098-932-0677 | らいおんハート訪問鍼灸 マッサージ院沖縄 | 与儀3丁目9番1号 | 070-5081-7016 |
| あらた治療院 | 登川2丁目10番30号 | 098-989-8076 | 鍼灸院 琉花 | 高原4丁目15番12号 三幸ビル102 | 070-3802-1715 |
| はりきゅう処 寧心(ねいしん) | 上地4丁目7番3号 伊礼アパートC-101 | 098-911-2134 | 按下院 | 美原4丁目15番15号 レジデンス福比A103 | 098-982-1922 |

【沖縄市国民健康保険】限度額適用認定証等の更新について

入院・外来とも「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することにより、支払いが所得に応じた自己負担限度額までとなります。

限度額適用認定証等は、毎年8月1日を基準に前年中の所得から負担区分を決定しており、有効期限があります。限度額適用認定証等は随時受付をしておりますが、引き続きご利用になる方は、8月1日以降ご利用いただける限度額適用認定証等をご申請ください。
※世帯主と保険加入者全員の所得申告がない場合は、適正な限度額となりませんので、未申告の方は市民税課で申告を済ませてから申請してください。

※保険料の滞納がある方は、限度額適用認定証等を発行できない場合があります。

- 申請受付時期：令和8年7月13日(月)～(限度額証等は自動的に切り替わりませんのでご注意ください)
- 持参するもの：国保資格がわかるもの(資格確認書や資格情報のお知らせなど)、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) ※代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

限度額認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。※長期入院該当(食事)については引き続き申請が必要となります。

お問い合わせ：国民健康保険課 TEL939-1212
給付係 (内線2112)

詳しくは沖縄市ホームページ
をご覧ください。▶



国民健康保険